

期間は2月16日(月)～3月16日(月)まで

申告と納税は3月16日(月)まで

所得税は、納税者自らが、税法に従い、所得金額と税額を正しく計算し、申告と納税を行う「申告納税制度」を探っています。

このため、申告書はできるだけ自分で作成し、e-Taxまたは郵送等で提出してください。

なお、確定申告をしなければならないのに期限までに申告をしなかつたり、誤った申告をされると、本税のほかに加算税や延滞税が必要となる場合がありますので、十分ご注意ください。

平成20年分の所得税の申告と納税の期限は、3月16日(月)までです。

確定申告が必要な方

- ▼事業所得、不動産所得、土地や建物の売却による譲渡所得などがある方で、平成20年中の所得の合計額が、配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を超える方
- ▼給与所得がある方で
- 給与の年収が2千万円を超える場合
- 給与を2カ所以上からもらっている方で一定の要件に当てはまる場合
- 給与所得や退職所得以外の所得金額（地代・家賃・原稿料など）の合計額が20万円を超える場合など

還付申告ができる方

給与が1カ所だけの給与所得の方は、年末調整でその年の納税が完了しますので、確定申告をする必要はありません。

しかし、次のようなときに源泉徴収税額があると、申告により税金が還付される場合があります。

▼本人や家族の医療費を10万円（所得が2百万円以下の場合は所得の5%）を超えて支払った場合

▼住宅ローンなどを利用してマイホームを新築や購入または増改築などをした場合

▼年の中で退職して再就職している場合など

イータックスを使えば こんなことが大変便利

▼最高5千円の税額控除

平成20年分の所得税の確定申告書の提出を本人の電子署名および電子証明書を付して申告期限内にイータックスで行うと、最高5千円の所得税の税額控除を受けることができます。（平成19年分確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません）

▼添付書類の提出を省略

所得税の確定申告をイータックスで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます。（確定申告期限から3年間、添付書類の提出または提示を求められることがあ

インターネットで申告書を作成！

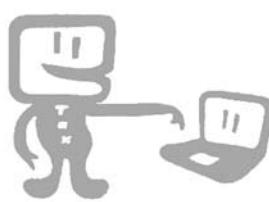
▼還付金がスピーディになります。
イータックスで申告された還付申告は早期処理しています。（3週間程度に短縮）

▼平成21年1月19日午前9時から3月16日までは、24時間イータックスのご利用が可能です。
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

インターネットを利用して、直接電子申告（e-Tax）するかA4サイズの普通紙に出力して郵送等で税務署に提出できます。

国税庁ホームページアドレス
<http://www.nta.go.jp>

青色申告で正しい申告を



自分の所得を正確に計算するために、毎日の取引を帳簿に記帳することが必要です。

○納得のいく正しい所得計算ができます。青色申告をすれば

○金融機関や取引先の信用ができます。
○財産や利益の状態を知ることができます。
○現金などの管理のためにも必要です。同じ記帳をするのなら、ぜひ「青色申告」をお勧めします。